

人権擁護委員制度を「存じ」ですか？

6月1日は人権擁護委員法が施行された日です！

日本が戦後新しく生まれ変わった時、何よりもまず国民の基本的な人権の擁護と人権尊重思想の普及高揚が強く求められ、基本的人権の尊重を基調とした日本国憲法が制定されました。

このような背景の下に、昭和23年にまず法令に基づいて人権擁護委員の制度が設けられ、翌24年6月1日に人権擁護委員法が施行されました。これにより、地域住民の中にあつて国民の基本的人権を擁護する機関である人権擁護委員制度が誕生しました。

近年の我が国社会の人権状況を見てみますと、同和問題を始め、女性、子ども、高齢者、障害のある人、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人の問題、更には、高度情報社会を反映したインターネット、携帯電話などの新しいメディアを利用した差別事象や、プライバシーの侵害問題などが発生し、人権問題は多様化しています。

最近、心の豊かさをはぐくむことに関心を持たない風潮や、他人への思いやりの心が薄れ、自己の権利のみを主張する傾向が見受けられます。このようなことが、児童虐待、家庭内暴力等の残忍で人の生命を軽んじるような痛ましい事件が発生する背景となっています。

平成14年に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」は、国民一人ひとりが人権尊重の理念を正しく理解することの重要性とともに、生命の尊さ・大切さや、自己のかけがえのない存在であると同時に他人もかけがえのない存在であるこ

と、他人との共生・共感の大切さを真に実感できるような啓発を推進する必要があるとしています。そこで、法務局と全国人権擁護委員会連合会では、人権尊重思想の普及高揚を図る開発活動を一層効果的なものとしていくため、「思いやりの心」と「かけがえのない命」を大切にすることを国民の一人ひとりの心に訴える啓発活動を推進していきます。このような視点から、本年度の啓発活動重点目標を「育てよう 一人ひとりの人権意識」

サブテーマを「思いやりの心・かけがえのない命を大切に」と定め、国民一人ひとりが主体的に豊かな人権意識を育てていくような啓発活動を積極的に展開していきます。

人権は、人間が幸福な人生を送る上で最も大切な権利です。自分だけでなく、全ての人の人権が尊重されなければなりません。

国の内外を問わず、人々がお互いに人権を守ることによって明るい社会を作ることが、私たちの願いです。

町の人権擁護委員

- 松坂 正孝さん（下町3区）
- 小久保美枝子さん（東汗西）
- 大橋 佳夫さん（本町）
- 深谷 和子さん（愛宕町）
- 鈴木 武夫さん（上郷1区）
- 岡本 貞子さん（鞘堂）

問い合わせ先

健康福祉課 人権推進係

☎ 9153

上三川町人権施策推進審議会の 委員を募集します

町では、人権行政の基本的な施策を審議する「上三川町人権施策推進審議会」の設置にあつて、幅広く多くの住民の意見を求めるため、公募による委員を募集します。

応募資格

町内に1年以上在住（平成19年4月1日現在）の20歳以上の人

審議会（年1回程度）に出席できる人

募集人員 2名

募集期間 6月1日（金）～6月26日（火）

（郵送の場合は26日必着）

応募方法 上三川町健康福祉課に用意してある所定の応募用紙に、次の事項を記入し、ご応募ください。なお、応募用紙は町ホームページからもダウンロードができます。

氏名、性別、年齢、住所、連絡先（電話番号）、職業

応募の理由について300字程度記入してください。応募先 健康福祉課へ直接又は郵送で応募ください。なお、応募いただいた書類はお返しいたしませんので、あらかじめご了承ください。

選考 町長が書類選考を行い、結果は応募者本人に通知します。

応募先・問い合わせ先

郵送のとき

〒329 0696

上三川町しらさぎ一丁目1番地

健康福祉課 人権推進係

☎ 9153